

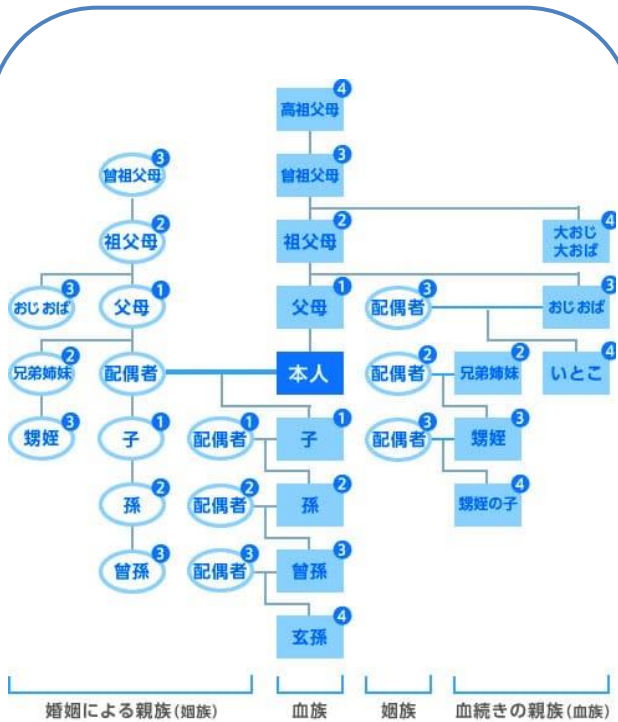
よくある相談Q & A

Q 1 後見人等はどのような人がなりますか？

本人を身近に支援できる人として、親族がなることができます。

また、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、上伊那成年後見センター等の第三者に依頼することもできます。

Q 2 申立てができる人の4親等内の親族とありますが、その範囲を具体的に教えてください。



※右上の数字が親等の度数を表します。

Q 3 申立てにはどのくらいの費用がかかりますか？

手数料の印紙代や切手代、診断書料等で1～2万円かかります。鑑定が必要となった場合は、5～10万円が追加でかかります。

Q 4 成年後見制度の利用を考えているが、どのように手続きをすればいいかわかりません。

まずは、町福祉課、地域包括支援センターに相談してみましょう。

制度利用の判断や、申立てに必要な書類の書き方等の相談も可能です。

Q 5 成年後見人等は申立てをしてどのくらいで決まりますか？

1か月から3か月くらいで決まります。(鑑定等が必要な場合は、時間がかかります。)

Q 6 申立てを取り消すことはできますか？

家庭裁判所で申立てが受理されると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることはできません。

Q 7 成年後見人等に支払う報酬はどのくらいかかりますか？

本人の資産に応じて、生活に支障のない範囲で家庭裁判所が決定します。

生活保護受給者や低所得者等、経済的な事情により申立て費用や後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対して、助成を行っています。助成については、条件がありますので町福祉課にお問い合わせ下さい。

